

老高発0613第1号
障発0613第1号
平成24年6月13日

経済産業省資源エネルギー庁電力ガス事業部政策課長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長 殿



社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課長 殿



計画停電における影響の緩和が必要な施設に関する要望について

標記については、平成24年5月22日付け貴職からの依頼に基づき、過日、高齢者関係施設及び障害福祉関係施設に対する調査を都道府県等を通じて行い、「人工呼吸器による呼吸器管理等が必要不可欠であり、停電が生じた場合、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれのある者が入所している施設」（要緩和施設）のリストを提出したところであります。

これに対し貴職からは、自家発電機保有施設については自家発電機による対応、それ以外の施設については、在宅で人工呼吸器を使用する方と同様の対応という旨のご回答があったところですが、要緩和施設の中には、自家発電機の容量では賄えない場合、生命の危険等に重大な影響を及ぼすおそれのある者が多数おり、容易に移動できない場合など、対応が困難となることが予想されます。

これを確認するためには、要緩和施設に対する再度の調査が必要になりますが、施設数も多数であり時間的な制約があることから、個々の施設が置かれている状況（自家発電機の容量、影響が及ぶおそれのある者の人数、状況等、当該施設の通電施設からの距離等地理的条件）を把握することは極めて困難であり、併せて入所者の状況は日々変化しており、一時点をとらえて判断することは危険であります。

以上のことから、人命の確保を最優先とし、計画停電時における影響を最小限とするため、下記のとおり対応を要望するとともに、その対応策について、文書にて速やかにご回答いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 政府において把握した要緩和施設の状況を踏まえたうえで、緩和対象として電力会社に要請するか否かを判断すること。
2. 緩和対象とならなかった施設に対しては、当該施設の状況を考慮のうえ、電源車の派遣や小型発電機の貸出し等の必要な電源確保策を各電力会社に指導すること。